

## 協定説明書

平成29年度遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年2月10日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一  
福岡県直方市溝堀1丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 名称

平成29年度遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本基本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策業務（測量）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定期間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、出水状況、被災状況及び交通状況等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 基本協定における業務実施内容

地震、洪水、台風などの異常な自然現象による水位上昇の状況等の緊急的な監視、洪水痕跡調査、災害発生時の応急復旧又は本復旧に関する測量、及び必要に応じて河床材料調査等を実施する。

(6) 本基本協定の締結者については、業務実績、災害調査の能力、緊急時の体制、地域の精通度等から総合的に評価して、10社程度を決定する。

(7) 本基本協定の締結後、異常な自然現象により緊急的に水位上昇の状況等を把握するために、遠賀川河川事務所長は本協定締結者に監視を要請することができるものとする。  
この場合、本協定を基に請書を提出するものとする。

(8) 本基本協定の締結後、異常な自然現象により災害等が発生し、緊急的に応急復旧又は本復旧に関する測量及び洪水痕跡調査等を実施する場合は、書面又は電話等の方法によ

り業務を要請した後、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

- (9) 本基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。
- (10) 基本協定（案）は、別添－１のとおりである。

#### 4. 基本協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

また、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

(3) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 遠賀川河川事務所の管轄区域（北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村又は福智町）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

(6) 平成18年度以降公告日までに、遠賀川河川事務所管内において国、県または市町村等が発注した、河川における測量業務の実績があること。

なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

(7) 平成24年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

(8) 本基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、測量士1名を含む2名以上の測量士測量士補を早急に対応させることができること。

#### 5. 評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価項目		評価基準			
部門登録	測量業務の登録状況	測量業務 の事業登録あり 【A】		測量業務 の事業登録なし 【C】	
成果の 実性	遠賀川河川事務所管 内における過去10ヶ 年度+当該年度（平 成18年度以降公告日 までに完了）の河川 における測量業務の 実績の内容	遠賀川河川事務所 発注の業務実績あ り 【A】	他官署、他省庁、旧公 団等、都道府県、政令 市の業務実績あり 【B】	市町村、民間の業 務実績あり 【-】	左記以外 【C】
業務成績	国土交通省発注業務 （港湾空港関係を除 く）の過去4ヶ年度 +当該年度（平成24 年度以降公告日まで に完了）の平均点 （国土交通省業務 （港湾空港関係を除 く）の実績がない場 合、又は評定通知を 受けていない場合は 60点）	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】	60点未満 【C】
地域特性 の把握	遠賀川河川事務所の 管轄区域における本 支店の有無	本店がある 【A】	支店等営業所がある 【B】	左記以外 【C】	
技術者保 有に基づ く信頼度	災害発生等緊急時に 早急な対応ができる 体制	測量士を2名以上 【A】	測量士+測量士補を2名以 上 【B】	左記に該当しない 【C】	
	上記技術者が拠点よ り管内出張所までの 到着時間	30分以内に到着できる出張 所が複数ある。 【A】	30分以内に到着できる出張 所がある。 【B】	すべての出張所において 30分以内に到着できな い。 【-】	
継続的な 営業に基 づく信頼 度	企業の信頼性が確保 されることにより災 害時対応の円滑な実 施を期待するための 営業年数の継続性	遠賀川河川事務所の管轄区 域内において30年以上の営 業実績あり 【A】	遠賀川河川事務所の管轄区 域内において15年以上の営 業実績あり 【B】	遠賀川河川事務所の管轄 区域内において15年未満 の営業実績あり 【-】	

## (2) 評価方法

- ① A評価の多いものを優先して、10者程度選定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。

②C評価があれば、本協定を締結できない。

③A及びBが同数の場合は、企業の業務成績順（過去4ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。

## 6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 水防企画係

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

## 7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4.に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は本協定を締結できない。

① 提出期間：平成29年2月10日（金）から平成29年2月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

② 提出場所：6. に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

(2) 申請書は、様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に従い様式1～3により作成すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

項目	記載要領・留意事項
企業の実績	<p>① 遠賀川河川事務所管内の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成18年度以降公告日までに完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しが済んでいる契約金額が100万円以上の河川における測量業務の実績の中から1件を（様式2）に記載すること。</li><li>業務実績対象発注機関は次のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>遠賀川河川事務所</li><li>他官署：遠賀川河川事務所以外の国土交通省</li><li>他省庁：国土交通省以外の「国の機関」、独立行政法人、国所管の公益法人</li><li>旧公団：東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)</li><li>都道府県：都道府県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社</li><li>市町村：政令指定都市以外の市町村</li><li>民間：公益民間企業</li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号及び平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。</li> </ul>
<p>企業情報 (地域貢献)</p>	<p>②地域特性の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀川河川事務所管轄区域内の本店又は支店等営業所の所在地を（様式3）に記載すること。</li> </ul> <p>③技術者保有に基づく信頼度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用する緊急時に早急な対応が可能な測量士もしくは測量士補の人数を（様式3）に記載すること。</li> <li>・記載した測量士もしくは測量士補の人数について、申請書提出期限日において雇用する測量士もしくは測量士補の登録証又は登録通知書の写しと雇用していることがわかる証明書（健康保険証の写し等）を人数分添付すること。ただし、2名を超える場合は、2名分の証明書を添付すればよい。なお、評価は測量士の方を優位に評価するので、測量士の証明書を優先して添付すること。</li> </ul> <p>④本店又は支店等営業所から管内出張所までの到着時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者が拠点としている本支店から各出張所までの距離及び時間（時速30km/h換算）を（様式3）に記載すること。</li> <li>・各出張所の所在地は次のとおり。 飯塚出張所：飯塚市大字川島729-1 田川出張所：田川市寿町7-54 中間出張所：中間市大字垣生1991-1 宮田出張所：宮若市本城422-6 直方出張所：直方市大字頓野字正境3330-1</li> </ul> <p>⑤継続的な営業に基づく信頼度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀川河川事務所の管轄区域内の本店又は支店等営業所の営業年数を（様式3）に記載すること。</li> </ul>

#### (4) 契約書等の写し

- 1) 上記(3)①の遠賀川河川事務所管内の業務実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、業務カルテの写しも提出する必要はない。
- 2) 業務実績がTECRISに登録されていない場合、又は、TECRISに登録されている場合でも、上記(3)①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写し

を提出すること。

- 3) 上記(3)①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先  
6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成29年3月13日(月)を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、平成29年3月27日(月)を予定している。

9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

- (1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：平成29年3月17日(金)17時00分

② 提出場所：上記6. に同じ

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。  
(不在の場合は、他の職員で可)

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成29年3月24日(金)までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 協定説明書に対する質問

- (1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：平成29年2月10日(金)から平成29年2月17日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記6. に同じ

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限り、提出期間までに必着のこと)により提出する。

(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、6.へ電話で確認すること。  
(不在の場合は、他の職員で可)

(2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して書面にて電送で回答する。その他、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：回答の翌日から申請書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 閲覧場所：上記6. に同じ

#### 11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。